明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四三）　二
○防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（四四）　三
○登記手数料令の一部を改正する政令（四五）　四
○令和二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（四六）　四
○厚生年金保険法施行令及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（四七）　六
〔省　令〕
○独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働四八）　六
○航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則の一部を改正する省令（防衛二）　六
〔告　示〕
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の日本国政府による国際観光旅客税及び特別法人事業税の追加に係る通告に関する件（外務八七）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通一八九）　八
○都市計画に関する件（同一九〇、一九一）　八
○地すべり防止区域を指定する件（同一九二、一九三）　八
○地すべり防止区域を追加指定する件（同一九四）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一九五～一九八）　八
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（同一九九）　九
○特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件の一部を改正する件（環境一六）　九
〔国会事項〕
内閣　法務省　九
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕　一〇
官庁事項
労働安全衛生法第六十条の二第二項の規定に基づく教育の適切かつ有効な実施を図るための指針に関する公示（厚生労働省）　一〇
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（関東運輸局最低賃金公示二、近畿運輸局同二、神戸運輸監理部同二）　一〇
国家試験
令和二年度一級及び二級電気通信工事施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付（国土交通省）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者、無縁墳墓等改葬関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四三号）（防衛省）

防衛省設置法の一部を改正する法律（令和二年法律第一九号）の施行期日は、令和三年三月一八日とすることとした。

◇防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四四号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課の所掌事務として、宇宙に関する領域に係るものを追加することとした。（第六七条関係）

2　航空幕僚監部人事教育部人事計画課、援護業務課及び教育課を廃止し、同部に新たに人事教育計画課及び募集・援護課を新設し、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第一四一条、第一四二条及び第一四五条関係）

3　航空幕僚監部防衛部装備体系課及び情報通信課を廃止し、同部に新たに事業計画第一課及び事業計画第二課を新設し、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第一四六条、第一四八条及び第一四九条関係）

4　航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課の所掌事務のうち、輸送に関すること等を削除することとした。（第一五二条関係）

5　航空幕僚監部運用支援・情報部情報課の所掌事務として、航空自衛隊の情報システム及び当該情報システムで用いられる情報の保証に関すること等を追加することとした。（第一五三条関係）

6　航空幕僚監部装備計画部装備課の所掌事務として、輸送の計画の総合調整に関すること等を追加し、航空装備品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること等を削除することとした。（第一五五条関係）